

新型コロナウイルスの影響により、
昨季と比べ、収入が著しく減少した学生へ
(前後期一括申請者を含む)

後期の授業料等免除審査においては、下記事情を考慮し審査を行います。該当する者は期間内に手続きを行ってください。

・保護者等の学資負担者が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を対象として実施される公的支援を、授業料納付期限の日前6月以内（新入生の場合は入学前1年以内）において受けている場合は、一次申請期間内に授業料免除等申請システム上の「家庭事情タブ」で、その旨を申告してください。また、二次申請期間中に、公的支援の受給証明書をその他必要書類と併せて提出してください。公的支援の例については、【別紙】をご確認ください。

前後期一括申請を行い、前期にそれ以外の必要書類を全て提出している場合は、公的支援の証明書と願書だけで構いません。

・昨年と比べ収入が著しく減少したが公的支援を受けていない場合は、下記問い合わせ先までメールにてご相談ください。その際、一次申請期間内に余裕を持って行うようにしてください。

【問い合わせ先】

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス本部構内 総合研究10号館1階

TEL：075-753-2532

MAIL：840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【別紙】

番号	制度名 ※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込む必要があります。	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫・日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金、総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省・日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁・地方公共団体	
11	〇〇市給付金・助成金・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等	地方公共団体	
12	雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金	厚生労働省	事業主の方向け
13	持続化給付金	経済産業省	事業主の方向け
14	住居確保給付金	厚生労働省	
15	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	厚生労働省	ひとり親世帯向け

※ 上表は例示であり、その他の支援においても該当し得ることがあるため、不明な点等がある場合は学生課奨学掛までお問い合わせください。

※ 民間の機関が実施している支援（銀行に対する借入金の返済猶予等）や水道・電気・ガス料金の支払い猶予は、対象外とします。